

はるきTIMES

第6号 (2020年 秋)

発行：はるき法律事務所

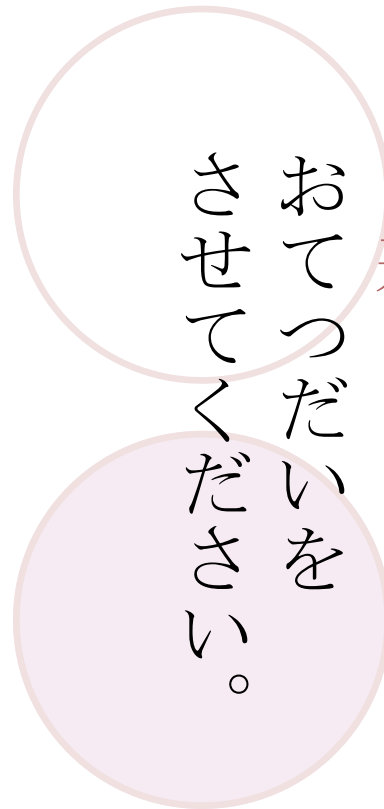
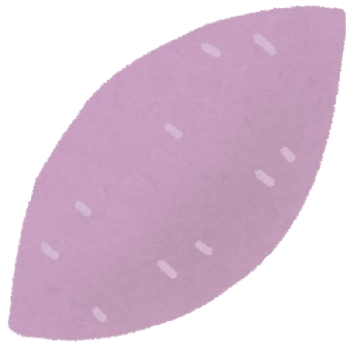
〒541-0053

大阪府中央区本町1丁目7番1号 三星本町ビル8階

TEL 06-4708-8611 FAX 06-4708-8612

今号トピック

- ※ 遺言の付言事項
- ※ 民法が変わりました（「瑕疵」から「契約不適合」に）
- ※ はるきだより



来る

春が

みなさまに



～ 遺言の付言事項 ～

自分が亡くなったときに持っていた財産を誰かに相続させたいと思ったときに、その思いを確実に実現するためには、「自分の持っている土地を、〇〇に相続させる」といった内容の書面を残す必要があります。この書面を「遺言」といいます。一般的には「ゆいごん」と読みますが、法律的には「いごん」と読むことが多いです。

では、自分には子供が3人いて、自分が亡くなった後にその3人が仲良くしてほしいと思ったときに、遺言で「自分が亡くなった後、子供みんなが仲良くしてほしい」と書いた場合、それは確実に実現されるのでしょうか。

遺言には、遺言を残す人の氏名や住所、相続したい財産と相続の方法など、必ず書かなければならないことや、遺言を残す人が亡くなった後に遺言を執り行う人（遺言執行者といえます）を定めることなど、遺言に書かなくてもいいけれども書けば必ず実現されることがあります。しかし、先程のような「仲良くしてほしい」といったことは、いずれにも含まれていません。したがって、書いたとしても、必ず実現されるとは限りません。

そうかといって、遺言を残す人にとっては重要なことで、残された人に残したい言葉です。遺言では、「必ず実現されるとは限らないけれども、遺言に書いて残す」ということができます。このような言葉を「付言事項」（「ふげんじこう」と読みます）といえます。

先程の「仲良くしてほしい」という言葉も付言事項として残すことができます。

自分の財産を誰に相続してほしいかというのも重要ですが、自分の生きてきた証を残すという意味、あるいは、自分の亡くなった後への想いを残すという意味で、付言事項というのは重要です。

確かに、付言事項は確実に実現されるとは限りません。しかし、「自分の本当の思いを知った時、残された人はどう思うかな」など考えたとき、付言事項は遺言を残す方にとって重要な意味を持ってきます。

私は多数の遺言を作るのにたずさわってきましたが、付言事項ですごく悩まれる方もいらっしゃいます。「いろんな思いがあってなかなかまとまらない」とか、「こんな思いを残していいだろうか」とか。それでも遺言を作り上げたときには、「残してよかった」とおっしゃる方ばかりです。

皆さんもいずれは遺言を残される方もいらっしゃると思います。そのときには、「付言事項ってあったよな」と思い出していただいて、「何を残そうかな」と思いにふけて頂ければ幸いです。

遺言は、皆さんが最後に残す言葉です。悔いの無いように作って頂きたいと思います。

（堀内朗仁）

～ 民法が変わりました ～ (「瑕疵(かし)」から「契約不適合」に)

1 「瑕疵」から「契約不適合」に

皆さんは瑕疵(かし)担保責任という言葉を特に契約書で見たことがあろうかと思います。この「瑕疵」という言葉、意味は「本来あるべき機能や品質が備わっていないこと」、要は何かしら「きず」があること(「瑕」という漢字はもともと宝玉に付いた傷の意味で、まさに「玉に瑕」なのです)を意味するのですが、法律用語以外で使われることはまずなかったかと思います。私も法律を勉強するようになるまで「瑕疵」という言葉を聞いたこともありませんでした。この法律用語の「瑕疵」とは、法的に何らかのキズ、つまり欠陥があることを意味します。例えば売買契約において買った商品に大きなキズがついていたり、数が足らなかつたりすれば瑕疵があったとされずし、業務委託契約により実施された内容や請負契約で作ってもらったものが契約の内容と異なっていたりしても瑕疵があったとされました。また建築や不動産関係の契約においては目的となる家や不動産にどのような「瑕疵」があるかという問題が売主の責任との関係で色々出てきます。この「瑕疵」という言葉、法律上の概念として100年以上使われてきましたので、法律用語としてはそれなりに馴染みがありましたが、もともと法的な欠陥とは、広く言えば契約の内容に合っていないという意味ですので、わかりやすく端的に「契約に適合しない」という文言となりました。説明の際には「契約不適合」という言い方をします。以下、取引の基本である売買契約の場合をもとに「契約不適合」について買主の権利についてご説明します。

2 契約不適合の場合の売主の担保責任

契約不適合の際に買主等が取りうる民法上の手段は、今回の改正でより明確になりました。売買契約において、売主は種類、品質および数量について契約の内容に適合した目的物を引き渡し債務を負っています。このため、売主から引き渡された目的物が種類、品質または数量に関して契約の内容に適合しない場合には、買主は①目的物の修理や補正、代わりとなる物の引渡などの履行の追完を請求(民法562条第1項本文)、②代金の減額の請求(民法563条第1項・第2項)、③損害賠償の請求(民法564条、415条)、④契約の解除(民法564条、541条、542条)ができます。このうち①は新たに明文化され、②から④については、以前から規定されていましたが、今回の改正により、売買契約の目的物が何であるかとは関係がなく、また以前は議論のあった隠れた瑕疵であるかないかとも関係なく、売買契約一般に適用されることが明確になりました。もちろんいつも必ず請求ができるというのではなく請求できない例外要件も規定されていますが、割愛します。

3 買主が売主に責任を追及できる期間は?具体的に何をすればいいのか?

買主は、引き渡された目的物が種類または品質に関して契約の内容に適合しない場合、買主はその不適合を知ったときから1年以内に売主に対して不適合であることを売主に「通知」しないと①から④の請求ができなくなります(民法566条本文)。

ではどのような「通知」が必要かと言いますと、単に売主に不適合であることを伝えるだけでは足りず、詳細までは必要ないものの(詳細まで必要とされると買主の負担が大きいため)、売主が不適合の内容を把握できる程度には不適合の種類・範囲を伝える必要があるとされています。

買主は「通知」すれば上記の1年間の期間制限は受けませんが、以前お話しした消滅時効(原則5年)の適用は受けますので注意が必要です。

なお、売主が引渡の時にすでに目的物が契約に適合しないことを知っていた、また重大な過失により知らなかった場合には、買主の権利行使の期間を制限して売主を保護する理由はありませんので、この1年間の期間制限は適用されません(民法566条ただし書)。

今回もお読み頂きありがとうございました。

(東原直樹)

取扱業務

<企業向け業務>

コンプライアンス体制を
作るための
総合アドバイザー

企業活動における
法律に関する
アドバイザー

顧問契約

<個人向け業務>

遺言作成

相続問題

夫婦関係問題

その他、法律に関するご相談を承ります。

★ ☆ ★ ☆ ★ ☆ ★ ☆ ★ はるきだより ★ ☆ ★ ☆ ★ ☆ ★ ☆ ★

もうすぐ2020年も終わりに近づこうとしていますね。今年はコロナの影響で、今までに体験したことのない1年だったような気がします。去年の今頃はこんな生活になっているなんて想像できなかったですね。GOTOトラベル・GOTOイートいままで自分たちが支払ってきた税金がこのような形で還元されることなんて今後あるかないかだな・・・と思うと同時に観光業・宿泊業・飲食業と色んな人たちが経営や生活が大変な中、少しでもお役に立てると思うと、お金を使うことも悪くないな。と思いますね。普通に仕事して、普通に稼いで、普通に生活できることって簡単なようで難しいですね。(S)

大人になったのか、何事にも冷めてしまったのか、最近は何かにハマるといことがほとんどなくなってしまいました。そんな中、将棋の藤井聡太二冠の活躍には、久しぶりにワクワクした気分を味わっています。自分で将棋を指す訳でもなく、スマホで対局中継や将棋イベントの動画などを見て楽しむ程度ですが…(こういう人のことを「観る将」と言うそうです)。棋士の方々が、対局内容を正確に記憶していたり、目隠しで駒の配置を聞いて詰将棋を解いたりする様子に、頭の中は一体どうなっているの…?と驚きつつ、分からないなりに楽しんでます。(Y)



はるき法律事務所 弁護士 堀内朗仁 弁護士 東原直樹 (大阪弁護士会所属)
〒541-0053 大阪市中央区本町1丁目7番1号 三星本町ビル8階
TEL 06-4708-8611 FAX 06-4708-8612 HP <https://www.harukilaw.jp/>